

地方消費者行政強化交付金

令和7年度当初予算 15.5億円
令和6年度補正予算 16.0億円

地方消費者行政推進事業(旧地方消費者行政推進交付金)(補助率:定額)

平成20年度に創設された地方消費者行政活性化基金の流れをくむ地方消費者行政推進交付金と同様の支援措置として、令和7年度(人口5万人未満の市町村は令和9年度)まで活用可能(相談員人件費にも活用可)。

事業メニュー

1. 消費生活相談機能整備・強化事業
2. 消費生活相談員養成事業
3. 消費生活相談員等レベルアップ事業
4. 消費生活相談体制整備事業
5. 市町村等の基礎的な取組に対する支援事業
6. 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業
7. 消費者安全法第47条第2項の規定に基づく法定受託事務

地方消費者行政強化事業

1. 重要消費者政策に対応する地方消費者行政の充実・強化 (補助率:原則1/2※)

事業メニュー

※自主財源化の充実への取組が不十分な地方公共団体に対し、一部3分の1の補助率を導入。(1)の新たな相談支援システムへの移行経費は定額。

- (1)消費生活相談体制の充実・強化(消費生活相談のデジタル対応(新たな相談支援システムへの移行に係る経費を含む。)、相談員業務のテレワーク化、指定消費生活相談員等による相談機能強化、対応困難者への対応力強化、広域連携の立上げ等)
- (2)配慮を要する消費者(高齢者、障害者、外国人等)に対する相談・見守り体制の整備・運用
- (3)消費者教育・啓発への取組
- (4)SDGsへの取組(エシカル消費、消費者志向経営、食品ロス削減等)
- (5)法執行体制の強化、事業者のコンプライアンス確保への取組

2. 国の重要政策に係る消費生活相談員等レベルアップ事業 (補助率:1/2)

研修メニュー

- (1)社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応
- (2)配慮を要する消費者(高齢者、障害者、外国人等)への相談対応
- (3)消費者教育・消費者政策の普及啓発
- (4)消費者政策に関連する法改正等への対応
- (5)対応困難者への対応力強化

3. 靈感商法を含めた悪質商法対策事業 (補助率:定額)

事業メニュー

- (1)消費者被害の防止・早期発見(消費者教育の推進・周知啓発、消費者安全確保地域協議会の構築、運営)
- (2)消費生活相談等の機能強化(消費生活相談の機能強化、悪質事業者等への対応強化)